

産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県武雄市武雄町大字武雄3410番地
氏名 有限会社信成開発
代表取締役 野田 勇

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年（2024年）1月19日
許可の有効年月日 令和9年（2027年）3月2日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
焼却	紙くず及び木くず 以上2種類
圧縮・切断	金属くず 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
圧縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及びゴムくず 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
熔融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	焼却施設	圧縮・切断施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類全て	1. の中間処理業（圧縮・切断）にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	武雄市武雄町大字武雄字小淵ノ尾3410番17	
設置年月日	平成7年3月9日	平成16年8月2日
処理能力	0.76t/日（8時間）	31t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設（固定式及び移動式）	破碎施設
産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類
設置場所	武雄市武雄町大字武雄字小淵ノ尾3410番17	
設置年月日	平成12年4月28日	平成7年1月27日
処理能力	800m ³ /日（8時間）	400t/日（8時間）
許可年月日	平成13年2月1日（みなし）	平成13年2月1日（みなし）

(裏面へ)

施設の種類	破碎施設	溶融施設
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	1. の中間処理業（溶融）にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	武雄市武雄町大字武雄字小淵ノ尾3410番17	
設置年月日	平成13年6月4日	平成17年10月1日
処理能力	4.0t/日（8時間）	0.18t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（コンクリートくずを除く。）	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	武雄市武雄町大字武雄字小淵ノ尾3410番17	
設置年月日	平成17年4月20日	平成17年4月20日
処理能力	廃プラスチック類：1.8t/日（8時間） 紙くず：1.8t/日（8時間） 木くず：2.7t/日（8時間） 繊維くず：1.8t/日（8時間） ゴムくず：3.3t/日（8時間） 金属くず：1.6t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：1.3t/日（8時間）	廃プラスチック類：1.5t/日（8時間） 紙くず：1.4t/日（8時間） 繊維くず：1.7t/日（8時間） ゴムくず：3.1t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設（移動式）	破碎施設（移動式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類全て
設置場所 保管場所	武雄市武雄町大字武雄字小淵ノ尾3410番17	
設置年月日	平成21年10月26日	令和5年8月25日
処理能力	314t/日（8時間）	廃プラスチック類：177t/日（8時間） 紙くず：153t/日（8時間） 木くず：266t/日（8時間） 繊維くず：117t/日（8時間） ゴムくず：244t/日（8時間） 金属くず：180t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：184t/日（8時間） がれき類：182t/日（8時間）
許可年月日	平成21年（2009年）9月24日	令和5年（2023年）7月26日
許可番号	佐賀県指令21循環第010014号	佐賀県指令5循環第6号

施設の種類	安定型最終処分場
産業廃棄物の種類	1. の最終処分業（安定型）にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	武雄市武雄町大字武雄 字小淵ノ尾3410番1、3410番15、3410番17、3410番28、 3410番39、3410番40、3410番42、3410番43、3410番44、 3410番47、3410番49、3410番50、3410番52、3410番53、 3410番56、3410番57、3410番58、3410番59、3410番60、 3410番61、3413番1、3413番2、3413番8、 字湯ノ谷3488番1、3488番6、3488番22、3488番28、 3488番30、3488番35、3488番36、3488番37、3488番38、 3488番39、3488番40、3488番41、3488番42、3488番43、 3488番44、3488番45、3488番46、3488番47、3488番48、 3488番49、3488番50、3488番51、3488番52、3488番55、 3488番56、3488番58、3488番59、3488番64、3488番65、 3488番66、3488番67
設置年月日	平成2年4月27日
処理能力	面積：60,672㎡、容量：911,523㎡
許可年月日	平成25年（2013年）11月7日（変更許可） （平成30年9月5日 軽微変更等届出）
許可番号	佐賀県指令25循環第9号

3. 許可の条件

県内で移動して使用する場合は、排出事業場の敷地内に限る。
令和5年8月25日設置の破砕機を移動して使用する場合は、県内の排出現場の敷地内での作業に限り、かつ、敷地境界から8m以上離して設置すること。十分な距離が取れないときは、防音シートを設置すること 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年3月 3日 更新許可
令和5年4月21日 変更届 代表者の変更 以下余白
令和6年1月19日 変更許可 中間処理業（破砕）における産業廃棄物の種類（金属くず）の限定解除及び（破砕施設（令和5年8月25日設置）の追加

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。